

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 4283 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 10 月 17 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話 (011) 211-2152

メールアドレス: keiyakukanri@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 札幌市電子契約サービス提供業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【詳細】・サービス導入支援業務の履行期限: 令和 8 年 3 月 27 日まで

・サービス運用支援業務の履行期間: 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り持てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者で、かつ、事業協同組合等の組合や共同企業体（コンソーシアムを含む。）による者の参加ではないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

- (5) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有し、かつ、その証として「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出できる者であること。
- (6) 電子契約クラウドサービスの提供ができる権利を持ち、かつ、入札告示日を起点とした過去5年間に於いて、国又は地方自治体との電子契約サービス提供業務に当該クラウドを活用した1年以上の履行実績を複数有していること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

- (2) 入札書、内訳書及び審査書類の提出期限

封印した入札書及び上記4の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を、それぞれ次に掲げる提出期限までに、上記2あてに持参又は送付により提出しなければならない。

ア 審査書類

（ア） 提出期限 令和7年11月4日（火） 16時00分（送付の場合は必着のこと。）

（イ） 提出書類の詳細 別記「審査書類の提出について」のとおり

（ウ） 提出にあたっての留意事項

a 審査書類は、電子メールによる送付も可とし、その場合にあっては、事前に契約担当部局に電子メールで提出することを申し出たうえで、差出人アドレスを札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

b 審査の結果、上記4に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和7年11月6日（木）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

イ 入札書及び内訳書

（ア） 提出期限 令和7年11月14日（金） 16時00分（送付の場合は必着のこと。）

（イ） 提出方法

入札書及び内訳書は、別紙1及び別紙2の様式にてそれぞれ作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

a 入札書と内訳書を左側2か所にステープラー（ホチキス）止めのうえ契印し、それを直接持参する場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年11月17日10時00分開札〔札幌市電子契約サービス提供業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記（ア）の提出期限までに提出しなければならない。

b 入札書を送付により提出する場合は、二重封筒とし、上記aで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和7年11月17日10時00分開札〔札幌市電子契約サービス提供業

務」の入札書在中」の旨を記載のうえ、上記２あてに上記(ア)の提出期限までに送付しなければならない。

なお、この場合にあっては、簡易書留やレターパックなど配達記録サービス付きのものにより送付すること。また、電子メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ｃ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙３）を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当した入札

イ 入札書と内訳書において、計算間違いなどの事由により整合性が取れていない入札

ウ 上記(2)ア(ア)の審査書類の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記４の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(7) 開札の日時及び場所

令和７年11月17日（月）10時00分

札幌市役所本庁舎14階入札室（札幌市中央区北１条西２丁目）

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙３）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

- ア 札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(2) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

7 契約の締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、下記(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項 別紙4のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記6(2)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※ 上記(1)により契約保証金を納付し、又はこれに代わる担保の提供を受ける場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に関する質問及び回答

ア 質問の提出期限

令和7年10月27日（月）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 質問の提出先

（ア）持参又は送付の場合 上記2に同じ。

（イ）電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「札幌市電子契約サービス提供業務の質問について」とすること。

メールアドレス：keiyakukanri@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

令和7年10月30日（木）までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

<https://www.city.sapporo.jp/kanzai/keiyaku/ippan/ippan.html>

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙 5）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ。

イ 提出方法 持参又は送付（電子メール可。送信方法は上記 5(2)ア(ウ) a を参照）